

平成28年宮城県内市町村におけるラスパイレース指数の状況(仙台市を除く)

宮城県内市町村におけるラスパイレース指数^{※1}(全国との比較)

区分	H28	H27	前年比
宮城県内平均 ^{※2} (A)	94.6	94.2	0.4
全国平均(B)	99.3	99.0	0.3
比較(A-B)	▲ 4.7	▲ 4.8	0.1

(すべて地域手当^{※3}補正前の指数)

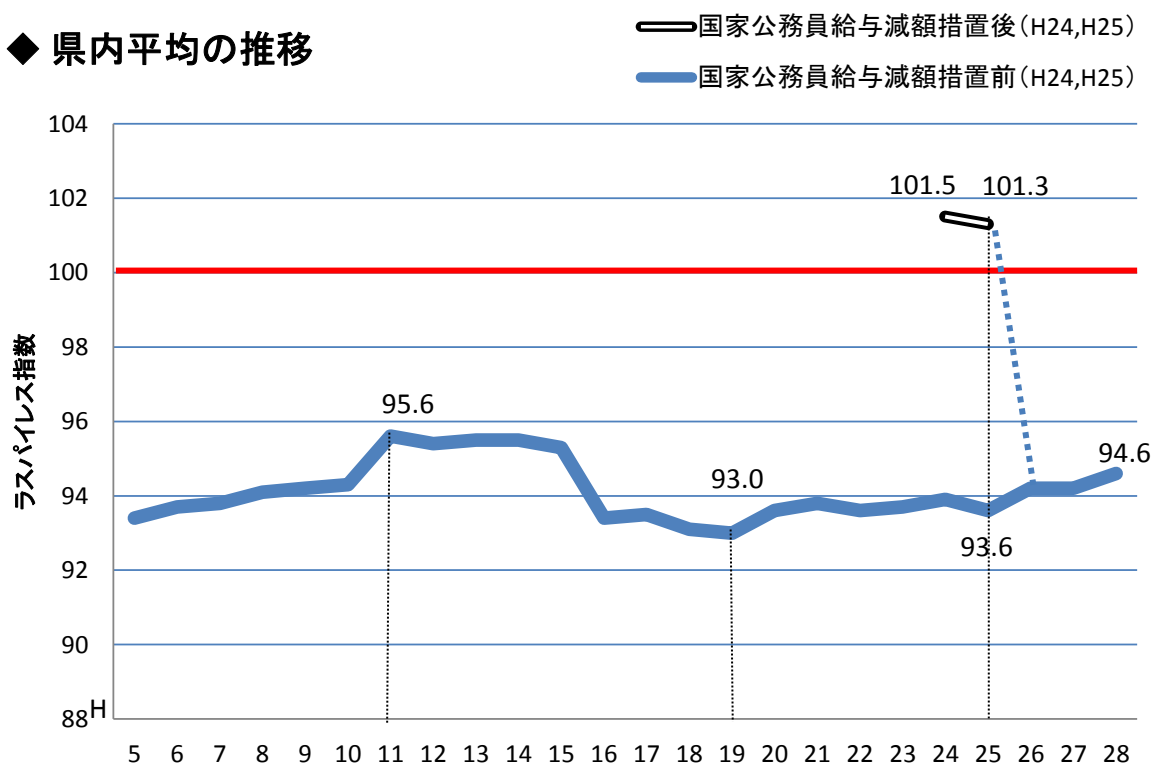
【ラスパイレース指数100超過団体無】

(※1)「ラスパイレース指数」とは全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数。(別紙「ラスパイレース指数の算出方法」参照。)

(※2) 平均値は、市町村の指数の単純平均ではなく、仙台市を除く市町村の学歴別・経験年数別の平均給料月額を改めて算出した上で指数化したものです。

(※3) 地域手当とは、地域の民間の賃金水準を反映させる目的で民間の賃金水準の高い地域に勤務する職員に支給される手当。宮城県内市町村(仙台市除く)で地域手当が支給されている地域及び支給率は次のとおり。
名取市3%、多賀城市10%、利府町3%、富谷町6%(国と同じ)

◆ 県内平均の推移



…国家公務員の給与改定・臨時特例法による措置(平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間にわたる平均7.8%の給与減額)により、平成24年、平成25年の指数は減額措置前と比較すると大幅に上昇していた。

◆ 全国との比較

区分	市	町村	市町村計
県内(A)	95.1	93.6	94.6
全国(B)	99.1	96.3	99.3
比較(A-B)	▲ 4.0	▲ 2.7	▲ 4.7

※全国(B)の「市町村計」は全地方公共団体平均(都道府県, 指定都市, 特別区含む)

…平成28年の県内12市のラスパイレス指数の平均は95.1で, 全国平均より4.0ポイント下回っている。また, 県内22町村のラスパイレス指数の平均は93.6で, 全国平均より2.7ポイント下回っている。

◆ 前年との比較

区分	市	町村	市町村計
H28	95.1	93.6	94.6
H27	94.9	93	94.2
増減	0.2	0.6	0.4

…平成28年の県内34市町村のラスパイレス指数の平均は94.6で, 前年より0.4ポイント上回っている。

◆ 分布状況

(単位: 団体)

年	90未満	90以上～ 95未満	95以上～ 100未満	100以上～ 105未満	105以上
H28	1 (2.9%)	22 (64.7%)	11 (32.4%)	0	0
H27	1 (2.9%)	22 (64.7%)	11 (32.4%)	0	0

…平成28年の県内市町村のラスパイレス指数の分布状況は90以上～95未満が64.7%, 95以上～100未満が32.4%, 90未満が2.9%となっている。

○ 特殊勤務手当の状況（県内市町村（仙台市を除く）の手当数）

（平成28年4月1日現在）

年度	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
手当数	261	259	259	259	256	262	266	268	278	319	352
増減数	2	0	0	3	▲6	▲4	▲2	▲10	▲41	▲33	▲126
縮減率	▲0.8%	—	—	▲1.1%	2.3%	1.5%	0.7%	3.6%	12.9%	9.4%	26.4%

・ 特殊勤務手当については、26団体が支給しています。

※1 増減内訳(H28)：大崎市（+2）

※2 H18の縮減率が大きいのは合併の影響です。

※3 特殊勤務手当全廃団体（8団体）：東松島市、大河原町、亘理町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町

（参考）

- ・ 特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に対して支給される手当です。
- ・ したがって、勤務の特殊性が認められないにもかかわらず特殊勤務手当として支給しているものや、支給すべき対象となる職員の範囲が広すぎるもの、他の手当又は給料で既に措置されているにもかかわらず支給しているもの等、制度の趣旨に合致しないと認められる手当については、廃止を含めた見直しを図る必要があります。

〈特殊勤務手当に係る全国の是正状況「地方公務員給与実態調査結果」より〉

区分	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20
都道府県	3	9	11	13	13	10	16	16
指定都市	2	4	1	1	6	3	9	5
市区	31	52	52	63	60	67	115	125
町村	18	16	23	34	27	31	47	61
計	54	81	87	111	106	111	187	207

- ※1 数値は是正団体数。
- ※2 是正状況には、廃止のほか、支給要件（対象、支給額等）の見直しを含む。
- ※3 特殊勤務手当については、是正手当数の集計が行われていないことから、縮減割合の算定は不可。

○ 地域手当の状況（仙台市を除く）

（平成28年4月1日現在）

支給地域	国支給率	団体支給率	国と団体の支給率の異なる内容等
名取市	3%	3%	
多賀城市	10%	10%	
利府町	3%	3%	
富谷町	6%	6%	

（参考）

- ・ 地域手当とは、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当です。支給地域及び支給率は、国の基準に準じて定めることとされています。
- ・ 地域手当の月額、以下により求められます。
 - 地域手当の月額＝（給料の月額＋管理職手当＋扶養手当）×支給率（%）
- ・ 県内の地域手当支給地域：仙台市、名取市、多賀城市、利府町、富谷町

○ 給与制度の総合的見直しの実施状況（仙台市を除く）

（平成28年4月1日現在）

実施時期	団体数	備考
平成27年4月1日	30団体	
平成28年4月1日	4団体	大和町、大郷町、富谷町、大衡村
計	34団体	全団体実施済み。

（参考）

- ・ 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引き下げ等に取り組むこととされています。
- ・ 激変緩和の経過措置として、平成30年3月31日まで現給保障が設けられています。
- ※ 平成28年4月1日に実施した大郷町においては、現給保障を行うことなく切替え後の給料表の給料月額に見合った号俸へ昇給させる取扱いを行ったが、平成28年12月議会において関係規程を整備し、平成28年4月1日に遡及して是正を行っています。